

令和元年大網白里市議会第3回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和元年9月11日（水曜日）午前10時32分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

堀本 孝雄	委員長	小倉 利昭	副委員長
小金井 勉	委員	北田 宏彦	委員
前之園 孝光	委員	佐久間 久良	委員

---

出席説明員

財政課長	秋本 勝則	財政課副課長	森川 裕之
財政課主査 兼財政班長	茂田 栄治	財政課副主査	加藤岡 大祐
参事（総務課 長事務取扱）	堀江 和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	北田 和之
企画政策課長	武田 裕行	企画政策課副課長 兼情報管理班長	加藤岡 裕二
企画政策課主査 兼政策推進班長	菊池 有輔		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	安川 一省	副主幹	花沢 充
主任書記	鶴岡 甚幸		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情の審査について

- ・ 陳情第6号 小湊鉄道バスの運賃値下げを求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査について

- ・ 議案第1号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算（第3号）
- ・ 議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第5号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第8号 大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（小倉利昭副委員長） それでは、皆さん、お揃いでございますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時32分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（小倉利昭副委員長） 最初に、委員長からのご挨拶、お願いいたします。

○委員長（堀本孝雄委員長） まず、時間が午後1時になっておりましたけれども、いろんな事情により、ご承知のとおり皆さん、今回の事情によりまして、本会議は急遽時間を前倒ししていくことで、やらせていただきました。まことにありがとうございます。

それでは、挨拶をいたします。

皆さん、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で審議する内容は陳情1件、議案が4件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○副委員長（小倉利昭副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行お願いいたします。

---

○委員長（堀本孝雄委員長） 傍聴希望者はおりますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎陳情第6号 小湊鉄道バスの運賃値下げを求める陳情

○委員長（堀本孝雄委員長） これより当常任委員会に付託になった陳情第6号 小湊鉄道バスの運賃値下げを求める陳情の審査を行います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 この陳情者の言うのは確かに白里地区、それから大網駅までのバスの運賃が高いというのは、私も承知をしておるところであります。小湊鉄道自体が民間の会社であるということで、公共交通機関を担ってくれているということはあるんですが、あくまでも民間の会社でございますので、その値下げを一方向的に求めるというのは適切ではないのかと思います。仮に利用者の負担を軽減するのであれば、何らかの補助での対応であるとか、そのへんを今後図っていくべきなのかなというふうには思います。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 この陳情者が求めているのは通学が主な内容ではあるんですが、実際白里地域の高齢化率を見ると、やっぱりかなり40%を超えていると。今高齢者の運転事故の問題等が取りざたされておりますが、今後、免許返納者等もいらっしゃる中で、やはりこの公共交通そのものが重要な位置づけになってくるという中で、先ほど北田委員もおっしゃってましたように、確かに小湊鉄道そのものは民間の企業ですし、私自身もし値下げをするのであれば、何らかの補助をするという方法が一番よいのかなというふうには思っています。

ただ、やっぱりとはいっても、お客様あつての小湊鉄道でもありますから、それはある程度は求めていくことは必要なのかなというふうに思いますんで、この陳情そのものは結構私自身は妥当なものだというふうに感じております。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 具体的に幾ら下げてほしいとか、そのへんも明確でない中で、本陳情を採択して、これが議会において採択になり、小湊鉄道に対して議長名で、この値下げの申し入れをした場合、どのような影響が今後発生するのかというのはわかりません。あまり過大なプレッシャーをかけることによって、一部には小湊鉄道自身はこの路線について、非常に採算のとれる路線ではないというふうに認識しているというふうに聞いておりますし、このことからあまり過大な要求を下した場合には、路線撤退ということもあり得ます。このことから、この陳情については採択は、趣旨は本当に痛いほどわかるし、趣旨はわかりますけれども、採択すべきではないというふうに、あえて再度申し上げたいと思います。

○委員長（堀本孝雄委員長） 小金井委員。

○**小金井 勉委員** 私も北田委員の意見に同感なんですけれども、民間企業なんで、おっしゃるように、この採算がとれない路線であれば、結局普通の企業であれば、そこはもう廃止するというふうに至ってきますよね。そういう観点からしても、やっぱり確かにおっしゃっていることはわかりますよね。白里から大網駅までは510円か何かしますよね。確かに皆さんの声は高いと、これはもう一律ですよ。学割がきいて、これは1割回数券とか定期か何かであるのかわかりませんが、利用者の大人にしても、皆さん高いというふうには私も聞いておりますけれどもね。何しろこれ民間企業でやっていることなので、やっぱり運営的にだめであれば、もう採算がとれない赤字路線であれば、もう普通であれば廃止するのであれば、ありましょからね。市として考えるべきは、やっぱり補助的なものか、もう今は補助的なものといっても、すぐどうのこうのということに対しては、かなり難しい問題があると思いますのでね。この問題については今すぐ採択するものではないと思います。

以上です。

○**委員長（堀本孝雄委員長）** 北田委員。

○**北田宏彦委員** さらにつけ加えますと、これはあくまで民間の鉄道会社に対して、運賃の値下げを求める陳情となっております。例えば利用者の負担の軽減を求めるという観点からであれば、これは市のほうとしていろんな地方創生であるとか、いろんな形の助成金なり交付金なりを使って、白里地区の中学生、高校生、大学生等の利用者の負担を軽減するという、そういう観点からも対応を図ることはできるのかなとは思いますが、利用者の軽減ということではないです。あくまで小湊鉄道のバスの運賃の値下げを求めるということであるから、これは採択すべきではありません。

○**委員長（堀本孝雄委員長）** 前之園委員。

○**前之園孝光委員** 私も民間の問題なもので、もうちょっと詳しく知りたいというのがあります。というのは、この路線が利用者が何人ぐらいいるのか。それから、先ほど510円というようなお話もありましたけれども、料金も確認したいということと、それからやはり全体的にこの路線がどのぐらいの採算状況、そのへん結構赤字なんだとか、いや、黒字だとか、そういうことはないと思いますが、そういうような状況がわかれば、ちょっと確認したいんですけれども、執行部のほうでわかれば。

○**委員長（堀本孝雄委員長）** 局長。

○**安川一省議会事務局長** 特段その民間バス会社の採算状況等は確認はしてございません。

○委員長（堀本孝雄委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 たしか前に企画のほうでおおむね把握していたような記憶がありますね。

○委員長（堀本孝雄委員長） はまバス導入のときに、公共交通活性化協議会では、はまバスはどうしたって大綱に行ったりしなきゃいけないということで、だいぶ話はしたらしんですよ。そうすると、やっぱり小湊バスは公共交通活性化協議会で、これをやったら、今赤字なのに、なおさらそういうことを市でそういう形をやると、撤退も、私1回か2回出たことがあるの、傍聴させてもらったんですけども、小湊バスのほうで撤退もという、何かやっぱりそういうプレッシャーを市の執行部のほうも受けているみたいで、なかなかそのへんが難しい。今全体的にこういったところで値下げを求めていくのは、ちょっとなかなか大変なところがあると思うんですよ。

そのかわりに先ほど高校生、学生自身の優遇措置ですよ、本市なんか、ほかの市なんかもっと優遇措置は何かだいぶしているみたいなんで、そういう方面で何かやっぱり中学生、特に高校生ですよ、高校生について考えていってあげたいなというのも、趣旨とはちょっと違うと思うんですけども、そういう方向で、ただ一方的に小湊バスのほうに値下げをとということではなくて、そのかわりに谷口さんの陳情の趣旨の意を酌んで、やっぱりほかの面で優遇措置を考慮してもいいんじゃないかなと、私はちょっと長くなっちゃったんですけども、思うんですけども。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 基本的に私、委員長の今の意見に賛成はするものです。ただ、私自身は小湊バスが民間企業だからと言いながらも、やはり公共交通を担っているし、ライフラインを担っていると。その大切な企業でもあると。そういうやっぱり自覚のもとに、料金を値下げする努力もしてもらえればというふうな思いもあるのも事実です。ただ、無理にその経営状態を悪化させるようなことを求めるものではないんですが、ただ、その努力はしていただけるようにしていただきたいという気持ちを込めて、この陳情は私は採択すべきかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 以前、企画政策課長のほうから、不採算路線であるという小湊鉄道からの話というのは聞いたこともあるし、はまバスとかがあまり路線バスにかぶってしまうよう

であると、撤退も検討せざるを得ないというようなことも言われていることから、だって、不採算路線であることはほぼ間違いがないのではないかと思います。その中でさらに値下げの努力を求めるということ。

○佐久間久良委員 努力を求めらるんだから、努力していただきたいということ。

○北田宏彦委員 だったらお金出せっていうふうに。

○委員長（堀本孝雄委員長） 今年の10月からかな、国・県から路線バス維持の補助金がかおるような話はちらっと聞いたんだけど、これ確定ではないんだけどね。そういう中で、やっぱり小湊バス自身も、なかなか路線維持というのは相当厳しいみたいですけれどもね。東金だとか何かというのは、みんな路線バス維持費というのを出しているんだよね、市のほうからね。だから本市はたしかまだそっこのほうは出ていないはずなんだ。路線バスの維持費。

（「東金出ているんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） 出ていると思いますよ。茂原とかも多分ね、路線バス、これは本市とはまた別なんだけれども、そういう中でなかなかね、小湊バスに対して、これ弱腰とかじゃ何かじゃないけれども。

○小金井 勉委員 趣旨を変えれば、ある程度もう少し納得する、皆様が何か生まれてくるのかなと思いますけれども、佐久間さんがおっしゃることもわからないわけじゃないんだけど、内容的には今回のこの趣旨の内容だけをやっぱり見ると、ちょっと採択に関しては難しいかなと私は思います。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○北田宏彦委員 だから先ほども申し上げたように、これの表題であるとか、中身が利用者の負担の軽減を求める陳情ということであれば、非常に我々は扱いやすいんだけど。

○小金井 勉委員 学生でしょう、この人。

（「高校生です」と呼ぶ者あり）

○北田宏彦委員 大網駅のホームにバリケードじゃないけれども、それを設置。

○委員長（堀本孝雄委員長） 副委員長。

○副委員長（小倉利昭副委員長） 今ね、彼の、谷口さんの気持ちを思えば、安くしてよ、下げてよというのはわかるんだけど、やっぱり陳情として、会社に値下げをしてよという陳情を我々が採択ということは、ちょっといかがかなと。今話がいろいろ出ていますが、逆に使っている、利用している高校生の皆さんとは、利用者の負担軽減をするような

陳情内容であれば、話はまた別ですが。とにかく出されているこれは、小湊バスに値下げを求める陳情だから、これはちょっと採択は。

○委員長（堀本孝雄委員長） 暫時休憩いたします。

（午前10時49分）

---

（午前11時01分）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、会議を再開いたします。

前之園委員。

○前之園孝光委員 先ほどからも話が出ているように、赤字路線だということで、そういう点では値下げというのはなかなか難しい話なんで、谷口さんに先ほどの具体的な事情というか、お話していただいて、趣旨はわかるけれども、今回は厳しいと。

○委員長（堀本孝雄委員長） わかりました。小湊バス全体でこういう路線自体の値下げというのは、議会からの要請というのは現状を考えた場合、非常に難しいと。だけれども、高齢者とはまた別に学生の優遇措置だとか、そういうのをまたほかの趣旨の陳情であれば、またこれとは別の意味で考えるけれども、これについてはとりあえず値下げということはちょっと大変だと。議会としては陳情は採択されませんということで説明はしておきます。多分今日あれしたら、学校のつもりであれだったんだけど、来られませんと言っていたけれども、今日は休みのはずだから、本来なら来られたんでしょうけれども、一応私のほうから説明しておきます。

それで佐久間委員、よろしいですか。

○佐久間久良委員 もしそうであるならば、とりあえず今回は継続審議という形をとらせていただいて、本人に事情を説明して納得すると。しないでまだ出すというのであれば、次回。でもどっちにしても今回は終わっちゃうんですね。継続できないんですね。継続できなかった、今回。

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、意見等は出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） お諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）



○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成少数。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

以上で陳情第6号の審査を終わります。

---

◎議案第1号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算（第3号）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、これより付託議案の審査を行います。

議案第1号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（堀本孝雄委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託になった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第1号の説明をお願いいたします。

○秋本勝則財政課長 財政課長の秋本でございます。

私の右隣、副課長の森川でございます。

○森川裕之財政課副課長 森川です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 私の左隣、財政班長の茂田でございます。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 茂田です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 その隣、財政班副主査の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課副主査 加藤岡です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 それでは、座らせていただいて説明をさせていただきます。

財政課からは議案第1号につきまして、配付資料の9月補正予算案概要に沿って説明をいたします。

議案第1号 一般会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出を1,484万6,000円減額しようとするものです。

主な補正内容ですが、1項目めは幼児教育の無償化に伴うものとし、（1）として、保育総務事務費として651万円を追加するものです。来月からの幼児教育無償化の対

象施設のうち、預かり保育、認可外保育、一時預かり、幼児保育、ファミリーサポートセンターの利用者負担額に対して、施設等利用給付費を支給するものでございます。財源といたしましては、国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、一般財源4分の1を見込んでおります。

(2)は子育てのための施設等利用給付事業として、3,469万6,000円を追加するものです。来月からの私立幼稚園の保育料等の幼児教育無償化によりまして、私立幼稚園の利用者の負担に応じて、施設等利用給付費を支給するものでございます。施設等利用給付費、保育料、入園料は対象となりますが、こちらにつきましては、3,331万9,000円、財源は国庫負担金2分の1、県負担金4分の1、一般財源4分の1を見込んでおります。

このほかといたしまして、補足給付費、これ副食費が対象となりますが、137万7,000円で、財源は国庫負担金3分の1、県負担金3分の1、一般財源3分の1を見込んでおります。副食費への給付につきましては、生活保護世帯やひとり親世帯、年収360万円未満の世帯が対象となります。

この(1)と(2)の予算につきましては、当初予算では制度が明確でなかったため、当初予算では幼稚園就園奨励費の項目に予算を計上しておりましたので、(3)にあります幼稚園就園奨励費の予算を組み変える形で、こちらのほうを4,104万8,000円減額するものでございます。

なお、今年度に限りまして、(1)(2)に係ります一般財源相当につきましては、国から臨時交付金が交付される見込みとなっております。

2項目は生活保護事務費といたしまして、123万2,000円を追加するものです。生活保護制度の改正に対応するためのシステム改修に係る所要額を計上するもので、財源といたしまして、国庫補助金71万5,000円、一般財源51万7,000円を見込んでおります。

3項目は(仮称)子育て交流センター整備事業として90万円を追加するものです。同センターの開設にあたりまして、備品購入に対する国・県補助金の追加交付が見込まれることから、このたび計上するものでございます。財源は国・県ともに3分の1を見込んでおります。

また、債務負担行為の設定といたしまして、同センターの運営事業に係る経費として、令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理料2億2,875万円を設定させていただくものでございます。

4項目は人件費の調整として1,846万9,000円を減額しようとするもので、こちらは4月の人事異動等を反映し、1款の議会費から9款の教育費までの職員給与費の増減調整を行うも

のでございます。

5項目はその他として歳入でございますが、1,484万6,000円減額しようとするものでございます。主な内容でございますが、(1) 子ども・子育て支援臨時交付金として1,297万6,000円を追加しようとするものです。幼児教育無償化に伴い、市の負担分に対し、臨時交付金として令和元年度に限り交付される見込み額を計上しております。

(2) の介護保険特別会計からの繰入金につきましては、平成30年度の介護保険特別会計の精算に伴いまして、2,689万5,000円を追加するものでございます。

(3) ですが、財源調整といたしまして、財政調整基金を6,078万3,000円減額するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

審査よろしく願いいたします。

○委員長（堀本孝雄委員長） ご苦労さまでございました。

ただいま説明のありました議案第1号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

前之園委員。

○前之園孝光委員 5番のその他の歳入なんですけれども、(2)の介護保険特別会計からの繰入金が2,689万5,000円で、給付金投下見込みが下回ったということなんですけれども、このへんをもうちょっと詳しく教えてほしいです。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○秋本勝則財政課長 こちらは文教福祉常任委員会に付託されております第2号の介護保険特別会計予算の中身の調整という形になります。30年度の最終的な予算に対して、介護保険、通所サービスですとか、そういういろいろなサービスの実際に支払った金額等の差額、この精算に伴いまして、最終的に国に返す分、県に返す分で市の負担として返す分として、今回こちらに計上させていただいているのは、市に返していただく分として計上しているものでございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） わかりましたか。

○前之園孝光委員 はい。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 大きい3の子育て交流センターの整備事業、90万円でしたっけ、これ必要備品を購入したというんですが、具体的に何を購入するかというのは決めてあるんですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○秋本勝則財政課長 床用のマット、あとゆりかごですとか、本ラック等という形で伺っておりますけれども、細かいところにつきましては、指定管理者のほうとも調整しながら、選定をしていきたいというふうに担当課から伺っております。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○前之園孝光委員 これ基本的には指定管理者が整備するんじゃないかと、市として整備しなくちゃならないということですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○秋本勝則財政課長 今回の指定管理者の要件といたしまして、市が用意するものは市が用意するという形になっておりまして、この備品類につきましては、市が用意するという形での当初からの申し合わせになっています。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） ないようですので、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退室していただいて結構です。

（財政課 退室）

---

◎議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎議案第5号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（堀本孝雄委員長） 次に、議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第5号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（堀本孝雄委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託になった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号及び議案第5号の説明をお願いいたします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 職員紹介でございますけれども、総務課長の堀江でございます。

また、隣にいますのは副課長兼選挙管理委員会書記長の北田でございます。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 北田です。よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） なお、班長2名につきましては、災害対応の電話対応がありますので、2名で出席させていただきました。

よろしくお願いたします。

それでは、議案の説明のほうに入らせていただきます。

まず、議案第4号でございますが、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、さきの法改正によりまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布されました。この内容につきましては、成年被後見人等を資格、職業、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている諸制度につきまして、それを理由に排除するというのを改正しようとするものでございまして、この整備法の成立に伴いまして、本市が関係する6条例、説明資料の項番2のほうの①から⑥に書かれてある6つの条例につきまして、改正を行うものでございます。

施行日につきましては、法令の規定によりまして、公布から6カ月を経過した日から施行ということになっておりますので、12月14日が施行日という形になります。

ちなみに関係する条例につきましては、今議題になっております職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例、それから、下水道等排水施設の指定工事店条例、大網白里市の消防団条例、また、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、6条例でございます。

続きまして、議案第5号のほうの説明をさせていただきます。

これも説明資料をごらんいただきたいと思います。

本案は、大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、内容としましては、まず、病院事業におけます医療供給体制の人的充実を図るために、病院の職員定数を10名引き上げ、120名から130名に引き上げようとするものでございます。10名の想定内訳といたしましては、医師1名、看護師6名、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を各1名の10名を想定しております。

もう一点、これは本議会に付託してございますが、来年度から公共下水道事業、それから

農業集落排水事業、コミュニティプラント事業につきましては、地方公営企業法の全部を適用するという予定をしております。現在、市長事務部局の職員定数の中に含まれています下水道課職員を新たに公営企業職員のほうに移行しようとするものでございます。

以上が議案第5号の内容でございます。

以上で議案の説明を終わります。

○委員長（堀本孝雄委員長） ご苦労さまでした。

ただいま説明のありました議案第4号及び議案第5号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私のほうから議案第5号についてなんですが、ここでは要するに今現在、下水道課の職員が15名で、公営企業に組み入れる方は13人、13から28に引き上げるの。その15人がそのまま職員定数からなくなると。から引くということですよね。それで職員定数を削減するという議案だと認識しているんですが、ただ、現在、私自身、前々から言わせてもらっているんですが、かなり隣接というか、同規模の自治体の中でも本市の職員定数というのは低いほうに分類されているという認識があります。ましてや今回のような災害対応や何かで職員がかなり出払うと。対応で大変な思いしていると。そのあたりで職員定数を減らすのではなくて、これをそのまま維持して、少なくとも住民サービスに向けられるような体制づくりをしていくべきではないのかなというふうに思っているんですが、そのへん市としての考えはどうかのかなと思います。同規模程度の自治体よりも低いと私は認識しているんですが、それは違いますでしょうか、どうなんですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） まず、何点かご質問いただいているんですが、もう一度誤解のないように、この議案の内容を説明させていただきますと、公営企業職員の定数を今現在、ガス事業課職員の定数として13名だけを定めています。今、市長部局にいる下水道課職員を公営企業職員というふうに定数条例上の所管がえをするということで、15名はそっくり公営企業部門に行きますので、市長部局から15人を差し引き、公営企業部門に15名上乗せすると。それが13から28ということで、職員定数全体についての移動はここについてはございません。

2点目のご質問で、市の認識として職員定数がどうかのと、市におきましては、定数定員管理計画というものを定めておまして、5年ごとに、これにつきましては、前回お示し

したかと思うのですが、5年ごとに見直しを図っておるところでございます、現在の認識といたしましては、職員全体の定数管理といたしましては、適正規模というふうに認識しております。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 それは確かに現状でいえば、どちらかといったら職員の定数そのものは確かに変わっていないんだと思うんです。その分臨時職員等で対応しているがために業務が回っているという、私は認識しているんです。だから、やはりその臨時職員に頼るのではなく、やっぱり正規に職員を採用すべきだということを言わせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○前之園孝光委員 国保大網病院の職員の定数なんですけれども、128人から138人に引き上げるということで、引き上げてサービスが充実してくれるということについてはいいことだと思いますけれども、やっぱり人件費がかかりますので、そのへんはどういうふうに考えているのか。経営的なことも含めて、ご説明願います。

○委員長（堀本孝雄委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 今のご指摘、ご質問でございますけれども、ありていへば、卵が先か、鶏が先かということで、医療スタッフが充実しなければ、充実した医療提供はできないと、そうすれば患者も来ないということも逆の立場からすると言わざるを得ないというふうに認識しております。確かに、さりとて賄う財源についても当然必要になってきますので、今いただいたご指摘は、まさにそのとおりだと思っております。

今回この定数条例を提案した根底でございますのは、冒頭に申し上げましたとおり、医療供給体制の人的充実をまず最優先に考えた。今の大網病院の入院患者、外来患者の対応、いわゆる高齢化ですとか病気の種類等々を伺いますと、先ほどお示ししましたとおり、理学療法、作業療法、言語聴覚、いわゆる高齢化してきていますので、例えば入院患者の中でも高齢化しているので、リハビリ部門が若い方が入院していれば、急性期を脱すれば、すぐ退院できるんですけれども、リハビリをして体力回復をもって退院させる。また、入院患者の中では、いわゆる嚥下障害、そしゃくが難しい方がいらっしゃるといったことも医療の中では必要となってきたと。そういった需要がまずあるということ。

それから、経営の面につきましては、この理学療法、作業療法、言語聴覚につきましては、いわゆる保険点数には当然プラスに作用はされますので、利益の関係につきましては、後か

らついてくると、そういったことになるかと思えます。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 前之園委員。

○前之園孝光委員 了解しました。

議案第5号なんですけれども、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の整備Ⅱに関する法律です。これ私も本会議で取り上げたんですけれども、市の関係するのは6条例と  
いうことでよろしいですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 今ご質問いただきましたが、条例に関しましては、現在のところ6条例がこの整備法の規定に基づきまして、改正が必要なものでございます。現在、一般質問でもご答弁申し上げましたが、そのほかにも規則、規程等が改正になるものがありますし、また、場合によっては、新たにこの条項を廃止したことによりまして、基準を定める規則の制定といったものが必要になってこようかと、そういった見直しを今しているところでございます。

以上です。

○前之園孝光委員 今後もよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） 議案第5号なんですけれども、ちょっとお尋ねします。

医師1名採用ということで、この医師は専門は何でしょうか。

課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 医師1名で看護師6名というふうになっているんですけれども、これについては定数の上限を定めるという案でございまして、何科の医師と、ほしいのは何科というのは病院側ではあると思うんですけれども、医師の総数として定数を1名。

○委員長（堀本孝雄委員長） 一応枠をおさえるということ。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） そうです。

○委員長（堀本孝雄委員長） わかりました。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 当面枠を確保したい、そういう議案でございまして。



○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

---

◎議案第8号 大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について

○委員長（堀本孝雄委員長） 次に、議案第8号 大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定についてを議題といたします。

企画政策課を入室させてください。

（企画政策課 入室）

○委員長（堀本孝雄委員長） 企画政策課の皆様、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託になった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

○武田裕行企画政策課長 それでは、職員の紹介をいたします。

私の右隣でございます。副課長の加藤岡でございます。

○加藤岡裕二企画政策課副課長兼情報管理班長 加藤岡です。よろしく申し上げます。

○武田裕行企画政策課長 政策推進班長の菊池でございます。

○菊池有輔企画政策課主査兼政策推進班長 菊池です。よろしく申し上げます。

○武田裕行企画政策課長 企画政策課長の武田でございます。

よろしく申し上げます。

それでは、お手元にお配りの議案第8号説明資料に基づいて、議案の概要について説明させていただきます。

本案につきましては、まず制定の趣旨でございます。

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として策定する大網白里

市基本構想を議会の議決すべき事件とするため、条例の制定をしようとするものでございます。

条例制定の理由でございますが、以前、地方自治法の規定によりまして、総合計画の基本部分である基本構想の策定と、あとその議会の議決というものが地方自治法の規定で義務づけられておりました。その規定が平成23年5月の地方自治法改正によりまして、その規定自体が削除されました。基本構想の策定と議会の議決というものの義務づけがなくなりました。その結果、総合計画の策定と議会の議決を経ることの必要性につきましては、自治体の判断に委ねられることとなりました。しかし、本市では基本構想の策定と議会の議決の義務づけがなくなったものの、今後とも議会の議決を含めて総合計画を策定してまいりたいということで考えております。つきましては、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、総合計画のうち基本構想について、議会の議決すべき事件として定めるため条例を制定するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） ただいまの説明に対して、質問等ございませんか。

北田委員。

○北田宏彦委員 地方自治法の改正によって、議会の議決しなくてもいいというふうになったわけなんだけれども、これをあえて本市としては、議会の議決を求めるといことなんだけれども、これによってどういう効果が見込まれるのか、そのへんについてご説明をいただきたい。

それと、先ほど課長の説明の中で、言葉の端に出てきたんだけど、基本構想と第6次大綱白里市総合計画の関係についてご説明していただきたいと思います。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 まず、こちらの議会の議決をいたごうとする理由なんですが、総合計画というものは、これはまちづくりの将来像だとか、あと方向性というものを定めていく上で、大変重要な計画でございます。そういった性格の計画でございますので、市民の代表である議会の議決、そういったものをいただくことによって、市全体の総意に基づいて策定されたものであるということをお裏づけるために、議会の議決をいただきたいということ考えております。

基本構想を今回議決を得るのは基本構想のみで考えております。基本計画についても基本構想、総合計画というものは基本構想、あと基本計画、実施計画、今現行はその3層構造で

策定をされております。基本構想についてはまちづくりの将来像とか方向性を示すという性格のものでございまして、もう少し細かくその施策、基本構想を実現するための施策を体系図にあらわしたものが基本計画というふうなものになっております。こちらについてはそういったものについても、基本計画については従前どおり、ご説明はいたしますが、こちらについては従前どおり、基本構想についてのみ議決をいただくということで考えております。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○北田宏彦委員 説明ありがとうございます。

市民の意見を反映させるという観点からの議会の議決ということなただけけれども、この審議会等に今、議会からは入っていなかったと思うただけけれども、委員に議会から参画しているのかいないのか、ちょっとそれを確認させてください。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○武田裕行企画政策課長 総合計画のこの策定体制なのですが、前回、第5次総合計画、10年前に策定した第5次総合計画においては、議会のほうから4名ご参加をいただいたところでございます。第6次総合計画についても、議会のほうから参加のほうをお願いしたいということ考えております。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○北田宏彦委員 わかりました。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） ないようですので、企画政策課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（企画政策課 退室）

○委員長（堀本孝雄委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第1号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(堀本孝雄委員長) 賛成総員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(堀本孝雄委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) それでは、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(堀本孝雄委員長) 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) ないようですので、それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(堀本孝雄委員長) 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、その他でございますが、何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（堀本孝雄委員長） ないようですので、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（小倉利昭副委員長） 長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

では、以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(午前11時40分)